

事 務 連 絡
令 和 2 年 8 月 3 日

神奈川県 建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課

東洋ゴム工業（株）が製造する戸建て住宅用高減衰ゴム系積層ゴム支承の
生産再開について（情報提供）

東洋ゴム工業（株）（現：TOYO TIRE（株））が製造した免震材料に係る不正事案については、「東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料の不正事案に係る物件の違反是正について（技術的助言）」（平成27年7月30日付国住指第1703号：参考資料1）及び「東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料の不正事案に係る物件の違反是正に関する運用について」（平成27年7月30日付事務連絡：参考資料2）により通知したところです。

今般、東洋ゴム工業（株）が認定を受けた免震材料のうち、データの不適合があったためその交換改修用として今後生産することとなる戸建て住宅用高減衰ゴム系積層ゴム支承（認定番号 MVBR-0316）について、「免震材料に関する第三者委員会」の提言に基づき、当該製品が大臣認定を受けた認定項目全ての性能を有することが、第三者機関である（一社）日本免震構造協会の検証によって確認され、同協会から東洋ゴム工業（株）及び国土交通省あてにその旨の通知がありましたのでお知らせします（別紙1参照）。

これにより、交換改修用の免震材料に限り、東洋ゴム工業（株）が当該製品の生産を再開しますが、当該製品の交換改修にあたっては、「東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料の交換改修に係る物件の違反是正に関する運用について」（参考資料3）のとおり、当該製品の基本特性が第三者による立会検査により確認されていることについて、必要に応じ報告を求め、確認していただきますようお願いいたします。

また、貴管内の関係特定行政庁（別紙2参照）に対しても、この旨周知していただくようお願いいたします。



令和2年7月28日

国土交通省住宅局
建築指導課長 殿

一般社団法人日本免震構造協会
会長 和田



戸建て住宅用高減衰ゴム系積層ゴム支承に係る大臣認定項目の性能確認について

1. 経緯

東洋ゴム工業株式会社（現：TOYO TIRE 株式会社、以下「同社」という。）は、平成 27 年 3 月 13 日、同社が製造した免震材料の大臣認定仕様への不適合等について発表した。国土交通省では「免震材料に関する第三者委員会」を立ち上げ、同委員会の提言を踏まえて、平成 27 年 7 月 30 日、当該製品が大臣認定を受けた認定項目全ての性能を有することを、第三者の検証により改めて確認すること（以下「大臣認定項目の性能確認」という。）、及び、新たに出荷する際には、全製品について基本特性（等価剛性等）を第三者による立会検査により確認することを条件に、交換改修用の免震材料に限り、製造を認めることとした。

これを受けて、同社より、当協会に対して、大臣認定項目の性能確認について依頼したいとの申し入れがあり、国土交通省からも当協会に対して協力要請があった。そこで、当協会では、協会内に設置された「免震支承問題対応委員会（委員長：北海道大学教授 菊地 優）」（以下「対応委」という。）により対応を行うこととし、試験計画の検証及び同社施設で実施する全ての性能確認試験への立会いを実施した。

性能確認試験は、戸建て住宅用高減衰ゴム系積層ゴム支承に係る大臣認定項目の性能確認について、令和元年 7 月 29 日から 8 月 8 日にかけて実施した。全ての性能確認試験の結果について、令和元年 9 月 26 日に開催された当協会の「対応委」において、同社より報告があった。報告の中でひずみ依存性の試験について、加力手順が大臣認定時と異なるとの指摘があり、令和 2 年 3 月 24 日に「対応委」立ち会いのもとで再度試験を行い、結果について同日了承された。

2. 結論

「対応委」では、同社がまとめた報告書を精査し、戸建て住宅用高減衰ゴム系積層ゴム支承について、大臣認定項目の性能確認試験において大臣認定時の試験結果が再現されていることを確認した。

以上